



各種相談

相談窓口案内

「※」の付いた相談窓口は、受付時間を延長している場合があります。
P47の「時間外および休日の窓口」をご確認ください。

相談名	日時	場所	内容	問い合わせ
市民相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	市役所(本庁)／ 市民相談室	市に対する要望や苦情など	市民相談室
法律相談	◎市ホームページま たは市民相談室に お問い合わせくだ さい。 	市役所(本庁)／ 相談室	市内に住所を有するかたを対象に、 相続・契約など、法律に関する相談に 弁護士が応じます。	市民相談室
人権相談	◎市ホームページま たは市民相談室に お問い合わせくだ さい。 	市役所(本庁)／ 相談室など	人権に関する悩みやトラブルなど について、人権擁護委員が相談に応じ ます。	市民相談室
行政相談		市役所(本庁)／ ロビーなど	国・地方の役所や特殊法人などが行っ ている仕事について、困っているこ と、納得できないことなど、苦情や意 見・要望に行政相談委員が応じます。	市民相談室
納税相談 ※	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	市役所(本庁)／ 収納課	納税に関する相談	収納課収納グループ
よろず相談	水曜日 午前9時～正午 事前予約制 午前9時～正午 事前予約制	市役所(本庁)／ 商工観光課 いい那珂オフィス 火または木曜日	企業支援コーディネーターが中小企 業の経営上のあらゆるお悩みの相談 に対応	商工観光課 商工観光グループ いい那珂オフィス
新規就農相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	市役所(本庁)／ 農政課	独立して農業を始めるための就農・ 定着に関する相談	農政課 農業振興グループ
年金相談 ※	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	市役所(本庁)／ 保険課	国民年金についての相談	保険課 保険・年金グループ
消費生活相談	平日 午前9時～正午 午後1時～4時30分	市役所(本庁)／ 消費生活センター	悪質商法や多重債務、消費生活に関 する商品やサービスの契約トラブル などの相談	消費生活センター
家庭児童相談	平日 午前9時～午後5時	市役所(本庁)／ こども課	子どもの生活やしつけ、不登校、親子 関係の悩みなど家庭や子どもに関す る相談	こども課 家庭児童相談室 ☎029-229-3511(直通)
母子・父子 自立支援相談	平日 午前9時～午後5時	市役所(本庁)／ こども課	母子・父子家庭のかたの日ごろの悩み ごとや心配ごと、就労などについての 相談	こども課 家庭児童相談室 ☎029-229-3511(直通)
子育て相談	平日 午前8時30分～ 午後5時	こども発達相談センター 「すまいる」 総合保健福祉センター 「ひだまり」内	子どもの発育・発達に関する相談	こども発達相談センター ☎029-353-2055(直通)

相談名	日時	場所	内容	問い合わせ
育児相談	平日 午前9時～午後5時	地域子育て支援センター 「つぼみ」「すくすく～」 「ちいろば」	育児に関する相談	「つぼみ」 ☎029-295-7934(直通) 「すくすく～」 ☎029-352-1233、 ☎080-8906-5199(直通) 「ちいろば」 ☎029-296-3663(直通)
子育てや教育の相談	月～土(祝日は休み) 午前9時～ 午後4時30分	市教育支援センター (戸多地区交流センター 隣接)	子どもの教育などに関わる親の悩み、子どもの悩みについての相談	市教育支援センター ☎029-229-3303(直通) ☎029-229-3304(直通)
妊産婦・乳幼児に関する健康相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	総合保健福祉センター 「ひだまり」	妊娠中や出産に関する相談 0歳～就学前までの子どもの発育発達、栄養に関する相談	子育て世代包括支援センター (母子保健コーディネーター) ☎029-212-5572 健康推進課 母子保健グループ ☎029-270-8071(直通)
予防接種相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	総合保健福祉センター 「ひだまり」	予防接種に関する相談	健康推進課 母子保健グループ ☎029-270-8071(直通)
健康に関する相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	総合保健福祉センター 「ひだまり」	自分や家族の健康に関する相談	健康推進課 健康増進グループ ☎029-270-8071(直通)
こころの相談	奇数月に1回 午後1時～午後5時 電話などでの予約制 ◎市ホームページ・広報なか・電話などで 日程を確認してください	総合保健福祉センター 「ひだまり」	こころの悩みに関する相談に精神科医が応じます。予約定員になり次第締め切ります。	健康推進課 健康増進グループ ☎029-270-8071(直通)
犯罪被害者相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	市役所(本庁)／ 防災課	犯罪被害者の悩みに関する相談	防災課 防災グループ
空き家等相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	市役所(本庁)／ 都市計画課	空き家などに関する相談	都市計画課 都市計画グループ
高齢者相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	地域包括支援センター 「青燈会」(神崎・菅谷) 「ゆたか園」 (五台・戸多・芳野) 「ナザレ園」 (額田・木崎・瓜連)	介護予防や福祉サービスなどの相談	「青燈会」 ☎029-295-5288(直通) 「ゆたか園」 ☎029-295-1287(直通) 「ナザレ園」 ☎029-296-3405(直通)
障がい者相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	瓜連支所分庁舎	障がい者のかたの日常生活全般についての相談	市社会福祉協議会 ☎029-229-0309(直通)
心配ごと・困りごと相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	総合保健福祉センター 「ひだまり」	生活上の心配ごと・困りごとについての相談(電話も可)	市社会福祉協議会 菅谷分室 ☎029-298-8881(直通)
ボランティア相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	瓜連支所分庁舎	ボランティア全般についての相談	市社会福祉協議会 ☎029-229-0309(直通)
結婚相談	毎月第1・2・3日曜日 午前9時～正午	(公社)那珂市シルバー 人材センター	結婚に関する相談	(社)那珂市シルバー 人材センター ☎029-295-5741(直通)
障がい者差別解消相談	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	総合保健福祉センター 「ひだまり」	障がいを理由とする差別に関する相談	市社会福祉協議会 菅谷分室 ☎029-298-8881(直通)

暮らしの中でのさまざまな相談

申・問 ふくし相談センター
(総合保健福祉センター「ひだまり」内) ☎029-298-8881

ご家庭や地域で生活する中で起こるさまざまな困りごとや悩みに応じます。「どこに相談したらいいのかわからない」と思ったら、お気軽にご相談ください。

専門の相談員が、一緒に考えながら解決へのお手伝いをします。

民生委員・児童委員

問 社会福祉課 生活福祉グループ

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために昭和23年に制定された民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

その職務は、支援を必要とする人への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者などとの連携・支援、行政機関への協力などの活動を行っています。また、児童委員として地域の子どもや、妊産婦、母子父子世帯のかたなどの相談・助言も行っています。

※地区担当の民生委員については、お問い合わせください
※那珂市の民生委員・児童委員は105人です

生活保護に関すること

申・問 社会福祉課 生活福祉グループ

生活に困っているときは、生活保護制度により、その困窮の程度に応じて最低限度の生活が保障されます。

対象者 生活保護法に定める要件を満たすかた

申請方法 本人、その扶養義務者または他の同居の親族が申請してください。

生活困窮者自立支援制度に関すること

申・問 市自立相談サポートセンター
(総合保健福祉センター「ひだまり」内) ☎029-298-8881

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し専門の支援員が、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業

相談者の状況を的確に判断し、相談者の状況に応じた支援が行われるよう、自立への計画を作成し、自立への目標と一緒に取り組みます。

住居確保給付金

離職により生活に困って住居を失ったかたもしくは住居を失うおそれのあるかたに、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

対象者 生活保護を受けているかた以外で、失業などにより生活に困っているかた、働いた経験がないかたなど、生活の問題を抱えているかた

申請方法 市社会福祉協議会で相談の上、必要な書類を提出してください。

家計の立て直しを支援します(家計改善支援事業)

家計のやりくりがうまくできない、家計に不安や課題があるかたに対して、家計相談、家計簿の作成の支援や家計の立て直しの提案などを行い、相談者自らの力で家計管理ができるように支援するとともに、早期に生活再生ができるようにお手伝いします。

仕事を始めるかたへのサポート(就労準備支援事業)

就労経験がない・少ない、仕事が長続きしない、人とのコミュニケーションが苦手、生活リズムの乱れや体調に不安がある、何から始めれば良いかわからない…など、働くことに悩みを抱えたかたを支援しています。

おくやみデスク

問 秘書広聴課 市民相談室

ご家族やご親族など、身近な方が亡くなられた後にご遺族が市役所で行う手続きを、まとめてお手伝いします。

対象者 死亡時に那珂市に住民登録があったかたのご遺族など

利用方法 **事前予約**が必要です。利用希望日のおおむね一週間前までに電話で予約をお願いします。

女性の悩み、暴力被害などに関する相談

問 市民協働課 市民交流グループ

日常生活の中で、こんなことで悩んでいませんか。

- 配偶者や交際相手などからの身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力(DV)
- つきまとい行為、ストーカー行為、性犯罪
- セクシャル・ハラスメント

上記のような女性に対する暴力などは、女性の人権を著しく侵害するものです。女性が抱えるさまざまな問題・悩みについて、次の機関において相談を受け付けています(無料)。秘密は厳守します。匿名での相談も可能です。

ひとりで悩まないで、気軽にご相談ください。

➤ 主な相談機関

- **女性の悩み全般について**
茨城県女性相談センター
(茨城県配偶者暴力相談支援センター)
☎029-221-4166
受付:平日 午前9時～午後9時
(土・日曜日、祝日は午後5時まで)
(12月29日～1月3日は休み)
- **ストーカー、つきまとい、DVについての相談**
茨城県警察(女性専用相談電話) ☎029-301-8107
※女性警察官が24時間相談に応じています
- **女性の人権に関する相談**
女性の人権ホットライン
☎0570-070-810
☎029-231-5639(IP電話の場合)
受付:平日 午前8時30分～午後5時15分
- **内閣府のDV相談**
DV相談+(プラス) ☎0120-279-889
受付:電話・Eメールは24時間対応
チャット相談は正午～午後10時



空き家バンク

問 都市計画課 都市計画グループ

空き家の売却または賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に関する情報を、市ホームページなどで公開し、市内に定住することを希望するかたに空き家の情報を提供します。

物件登録ができるかた

空き家の所有者で、一戸建ての専用住宅の売却または賃貸を希望するかた

利用登録ができるかた

市税などの滞納がなく、空き家に定住しようとするかた

契約方法

空き家の所有者には、契約交渉の全てを公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会(宅建協会)の会員業者に媒介を依頼していただくこととなります。市では契約交渉の媒介を行っていませんが、宅建協会と空き家の媒介業務について協定を締結していますので、安心して宅建協会へ依頼することができます。

なお、宅建協会を通しての登録物件の媒介には、宅地建物取引業法の規定による媒介手数料が必要になります。

申請方法 所定の様式により、申請してください。

青少年相談員連絡協議会

問 生涯学習課 社会教育グループ



青少年相談員は、青少年を取り巻く社会環境の健全化を図る青少年育成者であり、街頭におけるパトロールや声かけ、相談、通学路の安全点検などを主な活動として実施しています。

※地区担当の青少年相談員については、お問い合わせください
※那珂市の青少年相談員は47人です